

令和5年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 6 月 7 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第5号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 第6 報告第6号 令和4年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第7号 令和4年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 報告第8号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 議案第37号 三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結について
- 第12 議案第38号 窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）請負契約の締結について
- 第13 議案第39号 窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）請負契約の締結について
- 第14 議案第40号 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について
- 第15 議案第41号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第42号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第43号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第44号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第19 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第19まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1 番	水 間 淳 一 君	2 番	橋 本 章 央 君
3 番	中 野 正 延 君	4 番	林 健 三 君
5 番	堀 本 伸 一 君	6 番	山 本 大 輔 君
7 番	武 田 秀 義 君	8 番	村 井 眞 菜 君
9 番	緒 方 正 綱 君	10 番	中 屋 康 君
11 番	田 邊 哲 夫 君	12 番	伴ノ内 珠 喜 君
13 番	佐 竹 将 典 君	14 番	古 谷 幹 夫 君
15 番	下 元 真 之 君	16 番	味 元 和 義 君

~~~~~

欠席議員（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	下 元 敏 博 君
健康福祉課長	国 澤 豪 人 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	長 森 伸 一 君	農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事務局職員出席者

事務局長 岡 英祐君 次 長 正岡 静江 君  
書 記 友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 5 年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7 番武田秀義君及び14番古谷幹夫君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 6 月 5 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） 議会運営委員会より会期日程について協議の結果を報告します。

第 2 回定例会会期は本日 6 月 7 日から 6 月15日までの 9 日間とすることに決定しました。なお、一般質問については、7 日目、6 月13日に 4 名、そして、14日に 4 名、15日に 2 名の計10名となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 6 月 7 日から 6 月15日までの 9 日間であります。

お諮りします。

令和 5 年第 2 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 5 年第 2 回定例会の会期は本日から 6 月15日までの 9 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

5月20日、愛知県で開催された株式会社山西の展示会に町長、農林水産課と共に議長代理として橋本副議長が出席し、四万十ヒノキ、杉の販売、流通拡大の協議検討を行いました。

5月23日、東京都で開催された令和5年度町村議会議長・副議長研修会に議長と共に橋本副議長が出席しました。

このほか、5月22日に全議員が窪川街分の吉見川北側の地区を訪問し、地域聞き取り調査を実施しました。

議長が出席した議会等の件についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） 休憩していただけますか。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午前9時34分 休憩

午前9時37分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会の前に教育民生常任委員長の林健三君の報告をお願いします。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 教育民生常任委員会の活動状況について報告します。

今期の教育民生常任委員会は学校教育、社会教育の振興並びに社会福祉、老人福祉、児童福祉の二点を重点目標として、委員会活動を行ってきました。専門的知識を有する事項

であるため、委員会内でも十分調査研究を行い、所管課が抱える課題などの洗い出しを行いたいと考えております。今後は重点目標に沿って、さらに深く委員会活動を行っていきます。

それでは、2月改選以降の活動について報告します。

2月18日、臨時会が開催され、林委員長、下元副委員長、水間委員、緒方委員、伴ノ内委員の5名で教育民生常任委員会を組織することになりました。

続いて、3月9日、文化施設整備事業の進捗について大元政策監ほかから説明を受け、質疑応答を行いました。また、年間活動計画についての協議を行いました。

続いて、4月19日、しまんと町社会福祉協議会との意見交換会を行いました。意見交換会では社会福祉協議会の抱える課題などについて意見を聞き、執行部も交え、協議を行いました。

続いて、5月10日、臨時会終了後、健康福祉課長と高齢者支援課長に出席を願い、しまんと町社会福祉協議会との意見交換会での要望事項などについて、執行部の考え方などの聞き取りを行いました。

以上が改選以降の活動内容になりますが、専門的分野での委員会活動についてはまだまだ至らぬ点多々あるかと存じます。今後も所管分野について、より良い環境が整えられるよう調査研究を続けたいと思います。

また、所管課には本当に世話になるとと思いますが、私たち委員全員が全身全霊をもってこの2年間の務めますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、産業建設常任委員会の組織編成以来の3月からの活動を報告します。

今期、産業建設委員会の構成メンバーとしては、古谷委員長、村井副委員長、中野委員、佐竹委員、橋本委員の5名で構成して、取り組んでいくこととなっております。

3月以降の活動について、3月は新人議員もメンバーに加わっており、農林水産課、にぎわい創出課、建設課、環境水道課、農業委員会事務局に出席をいただき、業務内容の概要についての説明を受けております。所管の取組の部分をベースに、今後の活動にも取り上げていきたいという狙いで開催したものです。

4月には二つのテーマ、一つ目は改めての勉強も兼ねて地方交付税の基礎知識、二つ目は、活動計画について協議しております。

地方交付税の基礎知識については、総務課財政班に出席をいただき、地方交付税制度の概要、普通交付税、特別交付税の仕組み等について、一定理解を深めることができたと思っております。特に適切な資料提供をいただき、それをベースに、より掘り下げた自主的な勉強も今後継続していきたいと考えております。

そして、今期の活動計画については、三つの主立った重点項目として、一つ目が、第1次産業の振興に関する事。二つ目として、移住定住及び地産外商に関する事。三つ目として、環境基本計画の進捗に関する事。この三つを中心に組み立てていこうと確認しておりますけれども、併せて、当然、所管事務調査についても折に触れての適切な対応をしていきたいと確認もしております。

5月は、地域おこし協力隊の現状と課題、人・農地プランという二つのテーマで調査しました。

地域おこし協力隊制度の現状と課題に関しては、委員から次のような意見、提案等ありましたので、この機会に活動の一環ということで、紹介をしておきますけれども。特に協力隊の募集に当たっては、YouTube等のメディアをもっと積極的に活用すべきでないかと新人議員からの提案も出ております。

そのほかに、協力隊には地域住民の意識改革を促すきっかけとなってくれることを強く求めるという意見。任期満了後も地域に残ってもらえる体制づくりが必要ではないかという意見。全国的にも、ある地域では裁判を起こす問題にまで発展している現状が生じておりますので、そういったことを意識して、住民と隊員の価値観の違いをフォローしていくことが重要ではないかといった意見。この制度については好意的な人、批判的な人、様々あるので、そういったことも勘案して慎重な対応が必要でないかという意見。協力隊制度の認知度については、町内でもかなりの温度差があるので、実態をしっかりと認識しておく必要があるという意見。続いて、ミッション策定は、現況では関係課長を中心に組み立てられておりますけれども、やはり、より地域に根差した位置付けとしていくためにもミッション策定の場に住民の参画を求めるべき、必要でないかという意見が出されました。

そして、当然、行われておると思っておりますけれども、隊員同士のつながりも非常に大事な位置付けであろうといった意見が出されており、総括的な印象としては、協力隊制度は、県下でも当町はいち早く導入して、定住率も55%の実績を上げておることは高く評価でき

る取組であろうと思っております。しかし、先ほどの意見でも出ておりましたけれども、地元での認知度、活用度については正に西高東低といえますか、十和地域、大正地域、窪川地域と見たときに、東の窪川地域では非常に関心が薄い、認知度が非常に弱いんじゃないかという実態があることも、しっかり認識した取組が必要と考えております。

また、繰り返しになりますけれども、今後の、協力隊制度は大きい目的の一つに、任期満了後、この地域に定住してもらうという大きい捉え方があると思いますので、それを意識した上でしっかりと、住民参画による地域住民が捉えたミッションも積極的に拾い上げて、地域により根差していく取組を求め、注文しておきたいと思います。

そういったことも踏まえて、隊員が任期満了後に定住できる仕組みづくりには住居であり、また、仕事の確保等も含めて、仕組みづくりをしっかりと意識して取り組んでいくことが次へのステップとして非常に大事なのではないかなと、この場を借りて提言しておきたいと思います。

それから、二つ目のテーマである人・農地プランに関しては、特に今期、法制化の中で法改正が行われて、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化が求められることを確認しました。

それを受けて、令和5年度から地域計画の策定、実行に着手するという事で、本年度の当初予算にも、8万5,000円、需用費として計上されておりますが、令和5年度については地域全体の座談会を実施するというステップを踏んでいくということでしたので、この地域計画の策定、実行に着手することにより、繰り返しになりますけれども、本年度は農地プランの実質化に取り組んだ町内123集落全てにおいて、地域計画に向けての座談会を実施する計画があると報告を受けております。

担当職員は大変な業務であると考えerわけですがけれども、地域農業の現状については、高齢化や担い手不足等、非常に厳しい状況に直面しておりますので、是非、実りのある座談会となるように、関係機関等とも連携して取り組むことを期待しております。

以上、活動報告とします。

○議長（味元和義君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長 下元真之君。

○広報広聴常任委員長（下元真之君） 広報広聴常任委員会の活動状況について報告しま

す。

広報広聴常任委員会の構成メンバーは、委員長、下元真之、副委員長、山本大輔、そして委員として、中屋康、古谷幹夫、武田秀義、村井眞菜、中野正延、伴ノ内珠喜の8名の構成となっております。

新しい議員も多く入りましたし、唯一の女性議員も委員におりますので、委員全員で自由闊達に意見を出し合いながら、これからの議会の広報活動、広聴活動の在り方や方法等をしっかりと検討します。

広報広聴常任委員会の所管事項は広報活動と広聴活動となっております。まず、広聴活動としては、議会報告会を兼ねるものとして、毎年、地域を訪問して意見交換の場を設け、地域の声を直接聞かせていただこうとの視点で、聞き取り調査を計画し、実施しております。本年度は議会議員も新しい顔ぶれとなりましたので、早速に先日、5月22日月曜日に聞き取り調査を行いました。今回の対象地区は、窪川街分の吉見川側より北で、榊山地区、琴平地区、北琴平地区、香月が丘地区の4地区を訪問しましたが、今後も窪川地域、大正地域、十和地域へと順に、また、多くの地域に入れるよう検討しながら取組を進めます。

訪問する地域には、あらかじめ区長配布文書にて訪問の日程等をお知らせしてから、聞き取り調査に入ります。現在の議員数は16名ですので、各委員会と地域性を考慮しながら、さまざまな顔ぶれの入り交ざった四つの班に分かれて、町政や議会に対する意見、要望などを聞き取っております。

今回は、議会側の聞き取り項目として、二つの設問を準備して回りました。一つは新しくできる予定の文化的施設の利用についてと、もう一つは議員定数について、事前に議員間で確認しながら回りましたので、各地域の課題や要望事項と共に、地域で生活する方々の貴重なご意見を多く聞くことができております。

現在取りまとめを進めておりますが、今後は各常任委員会の所管項目ごとに振り分けをして、議会や執行部への地域の意見、要望として通知しながら、議論を進めていくこととなります。

なお、今回の聞き取り調査の報告は議会広報紙に掲載し、周知する予定です。

次に、議会広報について報告します。議会の広報紙、議会だよりは、3月、6月、9月、12月の定例議会後に毎回発行しております。内容は各定例会の議案、予算に対する質疑、一般質問での質疑応答の要約などを軸にしながら、また、行政に対する追いかけ記事

である「ありやどうなっちゅうぜよ」、住民の皆さんとのやり取り記事である「キャッチボール」などにも力を入れて取り組みながら編集をしております。

また、今後の広報活動では、情報公開の視点からYouTubeやfacebookの利用なども検討課題とし、新たな視点を取り入れながら、より活発に取り組んでいけますように委員会としての議論を進めます。

以上、簡単ですが、広報広聴常任委員会の活動報告とします。

○議長（味元和義君） これで広報広聴常任委員長の報告を終わります。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長武田秀義君。

○総務常任委員長（武田秀義君） 総務常任委員会の報告をします。

それでは、2月以降の総務常任委員会の活動について報告します。

2月18日臨時会が開催されて、武田委員長、中屋副委員長、堀本委員、山本委員、田邊委員、味元委員の計6名で、総務常任委員会を組織することとなりました。

続いて3月9日、総務常任委員会の年間活動について協議しました。その中で、今後、この任期2年間の間でどういう活動をしていくか協議したところ、各委員から出された案として、引き続き、職員の時間外労働についての追跡調査、議会BCPの策定、3か所の集落活動センターの調査、携帯ラジオやケーブルシステムに関する事項の調査、町有財産の状況に関する調査研究、地域おこし協力隊の現状と課題と、ミッションの内容等について、消防団員のなり手不足の問題について、ドローンの活用について、コミュニティバスの進行状況調査、また先進地視察について、マイナンバーカードの普及、また議会BCPなどといった研修に取り組むという内容で、この2年間活動する取りまとめが行われました。

4月19日には集落活動センター、仁井田のりん家に出向き、意見交換会を行いました。現状と課題をお聞きしたところ、7年間続いてきたが人手不足、人口減少といった問題で継続がなかなか困難であると。今後維持するにはかなり行政の支援も必要であるという課題をお聞きしました。

続いて、5月10日、臨時会後、地域おこし協力隊の現状と課題について、また、議会BCPの今後の内容について協議を行いました。

以上が改選後、2月以降の活動の内容となっております。今後も議会BCPについては先進地視察を計画しており、早期に取り組んでいきたいと思っております。

以上、総務常任委員会の活動報告とします。

○議長（味元和義君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より、行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告を行います。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和5年第2回定例会が開催できますこと、厚く御礼を申し上げます。開会に当たって、先の3月定例会以降の主要な行政運営等に関して、ご報告します。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に国内で初めて感染者が確認されてから3年余りが経過しました。その間、ウイルスは変異を続け、流行を繰り返しておりましたが、重症化や致死率が低下したことにより、5月8日に感染症法上の位置付けが、2類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行されました。

5類への移行に伴い、療養期間が5日間へ短縮されるとともに、療養期間中の外出自粛についても自己判断に委ねられることとなりました。また、濃厚接触者についても同日から特定されることはなくなりました。ただ、一方では第9波と言われる感染拡大も完全には否定できない状況で、今後の情勢を注視していく必要もあります。

国や県による対応方針は廃止されましたが、町としては、マスク着用については個人の判断に任せておりますが、感染拡大による業務の停滞が起こらないよう、引き続き、事務所内での基本的な感染対策を続けます。町民の皆様、特に感染リスクの高い方が多く入院されている施設などにおいては、これまで同様、マスクの活用を含めた感染症対策の継続をお願いします。

令和5年度の新型コロナワクチン接種については、特例臨時接種が1年間延長され、令和6年3月末までに公費負担で行うことが決定されております。5月8日から既に高齢者や5歳以上の重症化リスクの高い者及び医療従事者等を対象にワクチン接種を開始するとともに、引き続き、初回ワクチン未接種の方や乳幼児の対象者に継続して接種を行うこと

としております。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大を防ぐためには個人の予防対策だけではなく、ワクチン接種などの集団的対応も極めて重要ですので、お手元に接種券が届きましたらコールセンターへの予約をお願いします。

続いて、令和4年度四万十町一般会計決算見込みについて、ご報告します。

令和4年度の一般会計決算見込額は、歳入総額196億6,665万円、歳出総額188億9,172万円で、歳入歳出差引き額は7億7,493万円となり、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,323万円を差し引いた実質収支額は5億5,170万円となっております。現在、決算調整及び分析等を行っておりますが、歳出の前年度比較では、普通建設事業費において、畜産競争力強化整備事業や光回線終端装置再構築事業を実施した一方、令和3年度に実施した木材加工流通施設整備事業の減などから、歳出全体で10億2,734万円、5.2%の減少となっております。

歳入では、生活支援・マイナンバーカード取得促進商品券事業の実施に伴い、財政調整基金を取り崩すなど、繰入金が増となった一方、普通建設事業の減少に伴い、県支出金が減となったほか、実質的な普通交付税が減となるなど、歳入全体で10億5,888万円、5.1%の減少となっております。また、ふるさと支援寄附金は、前年度より1億9,278万円の減少の11億7,485円となり、それに伴い、返礼品等の事業である、ふるさと支援推進事業費は7,017万円の減少となっております。

町の預金に当たる積立基金残高は、ふるさと支援基金で11億8,273万円、その他で7億5,650万円、合わせて19億3,923万円を取り崩す一方、今後の各種事業等に必要な財源として、ふるさと支援基金で11億8,533万円、その他で8億49万円、合わせて19億8,582万円余りを積み立てた結果、前年度の決算剰余金処分による積立てと合わせて3億3,558万円余り増加しております。

また、町の借金に当たる町債残高は、前年度末から4,300万円余り増加しております。

続いて、移住施策の状況についてご報告します。

移住施策については、移住先として認知度を高めるための移住プロモーションや、中間管理住宅の整備をはじめとする各種移住支援施設の管理運営、また、民間の賃貸住宅に入居する際の家賃補助など、全国的にも充実した取組を実施しております。

令和4年度の移住実績は125組183人、うち県外63組95人で、令和3年度と同様に高い水準となっております。また、令和4年度の転入・転出による人口の社会増減ですけれども、

転入者421人、転出者数は425人で、残念ながらマイナス4人の社会減となりましたが、引き続き、四万十町の魅力を最大限に生かし、取り組んでいく必要があります。

今年度は高知県によるUターン促進キャンペーンが実施されることから、町としても、町出身者への就職、結婚、出産、親の介護などのライフステージの変化に応じたきめ細かな情報発信や、Uターンを検討中の相談者へのフォローアップに取り組み、さらなるUターン者の増加に努めます。

人口減少に歯止めをかけるためには、人口の自然増減に関わる結婚、妊娠、出産、子育て、健康長寿の施策や、転出抑制などにも併せて取り組む必要があります。喫緊での課題である地域力の維持、強化を図っていくための即効性という意味においては、移住促進への期待値は高いものと考えており、今後も移住定住を促進するための施策を進めます。引き続きご支援いただきますようよろしくお願いします。

続いて、ECサイトの再開についてご報告します。

本事業は、情報化社会の進展によりインターネットを通じた販売が伸びている中で、本町の豊かな特産物を生かした販売方法として、将来的な展望の下、協議会が結成され、令和3年4月から開始された事業でしたが、参加事業者への説明不足などのご指摘を受け、同年9月に販売を休止、およそ1年半にわたり休止されておりました。

その後、町主導で町内事業者との数回にわたる意見交換を通じ、問題点の確認と課題の解決に向けて取り組んだ結果、5月11日に事業の再開に向けた総会を開催し、役員、組織及び予算などの新たな体制が定められたとの報告を受けております。

現在は販売の再開に向けてサイトの整備や販売作業の確認に入っており、出品物の確認が済み次第、7月には販売開始予定で動いております。町民及び事業者の皆様には再開が遅れたことをおわび申し上げますとともに、新たな船出に当たり、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

続いて、町道大道日吉線における落石事故についてご報告します。

5月8日の午前8時20分頃、口大道地区のヘリポート下流500m付近において、しまんと町社会福祉協議会が運営する、デイサービス施設の送迎車両が被災する落石事故が発生しました。この事故により、車両は全損し、運転していた職員と同乗していた施設利用者が緊急搬送され、職員は頭蓋骨骨折等、施設利用者は腰椎圧迫骨折で入院しておりましたが、現在は2名とも退院し、職員については通院治療を続けています。

ご迷惑をおかけした関係者の皆様には道路管理者として深くおわびを申し上げますととも

に、事故に遭われた被災者に対し、心からお見舞いを申し上げます。

被災者のへの対応については、町として誠心誠意努めていく所存であり、現在、町が契約している保険会社等と協議を重ねながら、保険金の支払に向けた手続を進めています。また、事故現場については、落石除去後に2次災害の危険性が低いことを確認した上で、当日中に通行止めを解除し、直ちに落石注意の看板を設置したところですが、今後は測量設計を経て、落石防止対策を図ります。

続いて、移動図書館車の巡回状況についてご報告します。

移動図書館車については、令和3年度に策定したサービス計画に基づき昨年度に整備を行うとともに、放課後の小学校や高齢者サロンなどへの巡回計画を策定し、本年度から窪川地域で9か所、大正地域で6か所、十和地域で7か所を巡回場所に設定し、運行を行っています。

4月には374人の利用があり、貸出し冊数は472冊、新規の利用登録者数37人、5月には337人の利用があり、貸出し冊数470冊、新規の利用登録者数25人となっております。また、町内イベントにも出向くなど、町民の皆様からは巡回を楽しみにしていたというお声もあり、大変好評をいただいております。

初年度の運行でして、巡回する場所や時間の十分な周知に努めるとともに、図書館サービスを身近に感じていただく機会として、皆様からご意見等いただきながら、移動図書館車のサービスを実施させていきたいと考えております。

続いて、国保十和診療所の医師の異動についてご報告します。

国保十和診療所の医師については、令和3年度より常勤の医師が不在となり、令和4年度からは上田敬医師を所長としてお迎えしており、併せて、くぼかわ病院をはじめ県内の医療機関の協力をいただき、診察を行っています。しかし、常勤医師不在の状態に対して、地域の皆様からは常勤医師の配置を強く要望されています。

このような状況の中、年度途中ではありますが、ご縁があり、和田有司医師が着任することとなりました。和田医師は、高知医科大学医学部医学科卒業後、県外、県内の病院、診療所等でご経験を重ねられ、平成26年からは西土佐診療所の副所長を約2年間務められていますことから、本町へのなじみも深く、地域医療の充実にご尽力いただけるものと考えております。

以上、行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第5号から日程第8、報告第8号をそれぞれ報告、次に、日程第9、諮問第1号及び日程第10諮問第2号の答申を行います。日程第11、議案第37号から日程第18、議案第44号までの8議案につきましては、提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。最後に、日程第19、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第5号専決処分の報告について（訴えの提起について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第5号専決処分の報告について、ご説明します。

本件は、学校給食費等の滞納に係る支払請求の訴えを提起したものです。

経過としては、四万十町内の小学校及び中学校に在籍していた児童及び生徒の学校給食費に係る、平成29年10月から令和4年3月までの滞納について、再三にわたり催告書を送付し、請求してまいりましたが、納付されず、本町と交わした分割納付契約も履行されなかったため、同様に滞納しておりました水道使用料も含めて、一括支払を求める支払督促を須崎簡易裁判所へ申し立てておりました。

その後、相手方から督促異議の申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定に基づき、訴えがあったものとみなされたため、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第6項の規定により令和5年5月30日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫議員の質疑を許可します。

○11番（田邊哲夫君） それでは、今、町長から報告がありました報告第5号について質問します。

今回、町民の方に対して訴えを町が起こす内容です。学校給食費と水道使用料の滞納が合計35万4,000円あるという内容です。

非常に珍しい訴えになってくるわけです。町の用語では「払う意志のない」方がこういうことになるわけですが、そういう方には須崎にある租税債権機構に送付し、専門家集団

ですので、その人たちによって回収を進めていこうという町の姿勢が今まではあったわけですが、今の町長の報告では経過が見えてきません。そういうことも踏まえて、今回、訴えに至ったのかどうなのかは分かりません。

ただ、町長の今の報告の中では、再三にわたって催促してきたと。しかし、分割納付の約束もしたけれども、それも守ってこなかったことで訴えるという内容ですが。訴訟遂行の方針を見ると、いわゆる一括納付を原則とするけれども、相手方によって適当と認める分納条件が提示されれば、和解もあり得るよという内容になっています。原則一括やと。しかし、今まで分割を約束したけども払っていないので、じゃあ、訴訟、和解の中で分割も条件次第では許すよという、その辺りが見えてこん。あくまでも一括支払を求めることが本来の原則ではないかなと私はと思いますが、その点の答弁を求めたいと思います。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） まず、一点目の質問で、租税債権管理機構への移管については、税務課が移管している債権については、税などの強制執行ができる債権のみとなっておりますので、今回申立てを行っておる債権はどれも私債権となり、私債権については、町も含めて差押えなどといった強制執行ができません。そのため、今回のように支払督促の申立てををするといった民事訴訟法に基づく手続を行うことで、税のように預金や給与の差押えが可能となる権利を与えられることとなります。

先ほど申し上げた租税債権管理機構にこのような私債権は移管することができないため、訴えの提起を起こしている状況となっております。

二点目の訴えの提起を起こすまでの経過については、議案資料にも書いておりますが、再三催告してきましたし、本人との面談もして、分納の誓約も取り交わしてきましたけれども、誓約が履行されない状況が続いておりました。そこで昨年11月には分納誓約どおりの支払がなければ訴訟に移行するという旨の話もしたところですけども、それ以降も支払がなかったことで、今後もこれまでと同様の対応を行っても支払が見込めないと判断して、須崎市の簡易裁判所に一括請求の支払督促の申立てを行いました。

続いて三点目、和解もあり得る方針となっておりますけども、これまで債務者からは1万円ほどの分納額で、何度も誓約を交わしてきておりましたけども、それも履行されない状況が続いておりましたので、今回、方針としては一括支払が基本とはなりますけども、一括ではないにしても、例えば2回で完納する形のような分納の条件が出されれば、一定、和解もあり得るという方針としております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） よく分かりました。ただ、ご本人がどういう職業に就かれているのか、私には分かりません。今の答弁を聞くと、1万円ぐらいならという話もあったということで特段、いわゆる町長が認めるいろんな支援方法もあるわけですが、この場合はそうではないということだと思うわけですが。もし、訴えに勝った場合、例えば、税務課長から答弁があったように2回の分納ならという譲歩案もあるわけですが、必ず全額取れる見込みといたしますか、確かに、給与であれば法律に基づく差押えができるわけですが、勝って本人に払わせる義務はどこまで生じるのかなという、ある面では私は分かりませんが、教えてもらえればありがたい。勝てば確実に取れることになるんでしょうか。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） まず、一点目の職業について、あまり具体的な話にはできないんですけども、債務者については、長年同じ会社に勤めており、給与額も十分支払可能な額を得ていると考えております。

二点目の裁判に勝った場合の支払についてです。今回訴訟にはなってしまいましたが、今後、訴訟の口頭弁論の日が裁判所から指定されて、即日、判決が行われるわけですが、その判決が行われたら、債務名義という強制執行ができる権利が町に与えられますので、その権利が与えられることによって、仮に分納の和解が成立したとしても、その分納が履行されなかった場合には即、町が強制執行に移行することができます。

強制執行に移行できるようになれば、預金差押えや給与の差押えが可能になりますので、預金であれば一括で差押えも金額によってはできますし、給与であれば手取り額の4分の1までは差押えができることになっております。そういった形で、もし1回で足りなければ2回、強制執行等を行う形で、給与差押えができればかなり短期間で債権が回収できると考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第6号令和4年度四万十町一般会計継続費繰越計

算書の報告についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第6号令和4年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について、ご説明します。

本報告については、令和3年度から令和6年度までの4か年の設定期間として定めた文化的施設整備事業に係る継続費のうち、令和4年度の年割額及び前年度繰越額について、令和5年度に繰り越す額が確定したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、繰越額並びに財源内訳等について、ご報告するものです。

この継続費については、地方自治法施行令第145条第1項において、会計年度の年割額に係る歳出予算のうち、その年度内に支出できなかったものは、当該継続費の継続期間の終わりまで繰越して使用することができると定められており、文化的施設整備事業に係る令和4年度の年割額1,717万7,000円、及び前年度繰越額8,710万6,000円のうち、令和4年度内の支出済額5,995万4,000円を除いた残額4,432万9,000円を、当該年度内に支出できなかった経費として、翌年度に繰越して使用するものです。

なお、繰越額並びに財政、財源内訳等については、継続費繰越計算書に記載のとおりとなります。

以上、令和4年度四万十町一般会計継続費繰越計算書のご報告とします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

会議の途中ですが、暫時休憩をします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、報告第7号令和4年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第7号令和4年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明します。

本報告については、令和4年度予算において、繰越明許費のご承認いただいております。また、各事業については、令和5年度へ繰り越す額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額並びに財源内訳等について、ご報告するものです。

主な事業としては、令和4年度国の補正予算関連事業をはじめ、中間管理住宅整備事業や、強い農業づくり総合支援事業、町道改良事業、災害復旧事業など、計35件、総額20億4,910万9,000円の繰越額となっております。

目的別では、2款総務費で2億8,789万8,000円、3款民生費で2,732万5,000円、4款衛生費で800万円、6款農林水産業費で8億77万4,000円、8款土木費で6億1,795万9,000円、9款消防費で4,090万円、10款教育費で1,731万3,000円、11款災害復旧費で2億4,894万円となっております。

また、総額20億4,910万9,000円のうち、令和4年度国の補正予算に伴う繰越事業は3件で、合わせて1億3,958万9,000円となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳については、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりです。

以上、令和4年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書のご報告とします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫議員の質疑を許可します。

○11番（田邊哲夫君） 報告第7号についてお伺いをしますが、毎年度、繰越明許費が計上されてきているわけで、今回も普通小さな町や村の予算に匹敵するような20億円余りが来年度に繰越しされることになるわけです。確かに、ここにもあるように、国が年度を控えて予算が実際に下りてくることもあり得るわけですが、あまりにも翌年度、繰り越していくとなると、この額も合わせて、今年度の計画された予算も本当に本年度で仕上がるのかという、非常に不安を覚えるわけです。

今、町長からそれぞれ、2款から11款までの金額を報告されたわけですが、そういった意味で、どうしても令和4年度できなかったことの繰越しでしょうが、もう少し事業の精査をしていかないと、20億円を超えて翌年度へ持ち越すことは、普通あってはならないのではないかと私は思うわけです。町長は基本的にやむを得ん繰越しは認めなければならぬわけですが、これほどの額を毎年度繰り越すことについて、町長はどうお考えなのか。消化し得ない事業は十分精査すべきと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 毎年度、非常に多額の繰越事業があるというご指摘です。

当然、年度内完了が理想ですけれども、町長の提案説明でも申し上げたように、国が補正予算を計上したことによって、やむなく繰越しをする事業も多数見受けられるところです。当然、繰り越した限りは、本年度において事業の完了をしっかりと目指して取組をしていきたいと考えております。

その上で、精査というご指摘もいただきましたけれども、やはり繰越事業については一長一短ありますので、年度内完了ができるものについてはしっかりと精査して、年度内完了を目指し、どうしても繰越しがやむを得ないところについては、3月補正予算で繰越計算書を提出した後に、今議会において報告という形をしておりますので、こういった形で今後も取らせていただきたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、報告第8号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第8号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明します。

本報告は、令和4年度予算において繰越明許費のご承認をいただきました事業について、令和5年度へ繰り越す額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額並びに財源内訳等についてご報告するものです。

国民健康保険大正診療所特別会計においては、大正診療所施設改修事業として、1件、1,715万9,000円の繰越額となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳については、繰越明許費繰越計算書に記載のとおりとなっております。

以上、令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計繰越明許費繰越計算書のご報告とします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲夫議員の質疑を許可します。

○11番（田邊哲夫君） 報告第8号についてお伺いしますが、本事業は、令和4年度、1億9,800万円余りの総事業費の中で繰り越した金額がその1割、約1,700万円余りになってきたわけですが、この繰り越しすべき残事業について、何が残って繰り越さざるを得ない状況になったのか、お答えいただきたい。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君） 大正診療所については、建築後、約20年が経過しており、令和4年度、自家発、エアコン、LED照明等、施設改修事業を行ってきました。そのうち、建築後、数十年経過した壁面施工タイルが剥離しており、落下の危険があります。この事業について、令和4年度で工事ができませんでしたので、令和5年度に繰越す予定としております。

以上です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 初めて聞くわけですが、非常に外壁、タイルが危険な状態にあるという答弁でした。ならばこそ、翌年度に放置すべき事業じゃないと私は思うわけですね。というのは、万が一、診療所へ来て、けがをして治療を受けないかん、本末転倒ですね。こういう事業こそ、年度内に完了すべき事業じゃないですか。理由は分かりませんが、当初から分かっていた総事業費の中に予算化しているのであれば、そういう危険な箇所の事業こそ率先してやるべきではないかなと思うわけですが、いかがですか。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長吉川耕司君。

○大正・十和診療所事務長（吉川耕司君） 議員おっしゃるとおり、危険な状態であることは間違いなくと思います。ただ、令和4年度にエアコン等の工事をしており、エアコンについても、やはり故障して止まったら温度も上がる、冬場は非常に寒い状態になるのでこちらを優先して、危険箇所のタイルについてはテープを張る等、処置をした上で、職員も気をつけて、令和5年度に繰り越した状況です。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） エアコンの設置を急いだということですね。しかし、エアコンが済まにゃ外壁の修復ができませんがですか。私は分かりません。何かこういう繰越しを、「ああ、できんかったな、来年に繰り越したらええわ」という安易な考えはないかもしれません。今の答弁を聞いたときに町民はどう思うでしょうね。エアコンより危険度の高い外

壁、予算が通ったらすぐにやるという考えが私は大事じゃないかなと。

当然、繰り越すべきものは繰り越したらええがですよ。けど、安易な、残って、来年度よと、町長、どう思いますか。事務長には申し訳ないけど、町長に答弁を求めないかんがですが、そういった危険な場所がありゃ早速直す、それからエアコンというのが順序として、普通の一般町民の考え方ではないかなと。エアコンも大事でしょう。しかし、その前に危険度の高い外壁のタイルを直すのが順当な施工の方法ではないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

以上で終わります。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 予算化したものは早急に発注するという基本原則がありますけども、今回こうして繰越しになった経緯は本当に申し訳なく思っております。エアコンの工事種別と外壁の工事種別は違いますが、一定現場の事由があったと聞いておりますので、今後はそういったことがなるだけないように現場に指示していきたいと思っております。改めてお断りを申し上げます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明します。

本案件は、人権擁護委員、伊賀修氏の任期が令和5年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き、同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

伊賀氏は平成26年3月に退職されるまでの35年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題を取り上げ、継続的に実践してこられました。現在は、四万十町人権教育研究協議会十和支部長として、人権の擁護に深く関わられており、これまで

の経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明します。

本案件は、人権擁護委員、芝たが氏の任期が令和5年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き、同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

芝氏は平成22年3月に退職されるまでの28年間、公立学校で教職に携わり、在職中は人権の授業等における研修や教材研究等、学校教育全体の中で人権問題を取り上げて、継続的に実践してこられました。

令和2年4月から令和4年3月までは、四万十町教育研究所でスクールソーシャルワーカーとして勤務、現在は、窪川小学校で講師として活動されており、これまでの経験を生かして、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第37号三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第37号の三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結について、提案理由のご説明をします。

三島キャンプ場は、平成元年に施設整備し、35年が経過しており、老朽化の著しいトイレ、シャワー、炊事棟の改修を行うとともに、新たに交流機能等を有するビジターセンターを整備することとしております。

事業内容としては、新築建物として木造平屋建て1棟、延べ床面積320㎡、解体撤去建物として既存のトイレ、シャワー、炊事棟の木造平屋建て3棟、延べ床面積89.68㎡、既存棟改修としてケビン棟ポーチ部分の改修、屋外付帯工事としてケビン側階段及び斜路となっております。

また、事業規模を考慮して、建築主体、電気設備、機械設備の三つに分離発注としております。

工事の入札については、4月26日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて入札方法及び参加資格等の確認をし、建築主体については地域密着型一般競争入札にて行うことに決定しました。

5月25日に5者による一般競争入札に付しました結果、有限会社岡田建設が8,600万円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税860万円を加えた9,460万円をもって工事請負契約を締結するにあたり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第38号窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）請負契約の締結について、日程第13、議案第39号窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）請負契約の締結について、以上、議案第38号及び議案第39号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第38号及び議案第39号の窪川中学校トイレ改修工事に係る請負契約の締結について、提案理由のご説明をします。

窪川中学校は昭和46年に建築後、52年を経過しており、トイレの老朽化や家庭におけるトイレの洋式化が進んでいることから、和便器を洋便器に変更するとともに、トイレブースや天井、床材の改修を行い、学校施設における安心・安全な教育環境の充実に図ることとしております。

また、事業規模を考慮して、建築主体と機械設備に分離して発注をしております。

工事の入札については、4月26日の四万十町建設工事指名業者選定審査会にて入札方法及び参加資格者の確認を行い、建築工事については地域密着型一般競争入札、機械設備については指名競争入札にて行うことに決定しました。

まず、議案第38号の建築主体工事ですけれども、5月25日に3者による一般競争入札に付した結果、最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたことによる失格が2者となり、有限会社谷渕住設が5,519万6,000円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税551万9,600円を加えた6,071万5,600円をも

って、工事請負契約を締結するものです。

続いて、議案第39号の機械設備工事については、5月25日に町内の10者による指名競争入札に付した結果、応札6者、辞退4者となり、応札者のうち予定価格を上回る入札書記載金額の入札をしたことによる無効が5者となり、有限会社岩本商店が5,900万円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税590万円を加えた6,490万円をもって、工事請負契約を締結するものです。

以上2件の契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び議案第39号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第40号消防ポンプ自動車の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第40号消防ポンプ自動車の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

高幡消防組合四万十消防団については、本部と18分団で組織されており、火災、災害時の出動や訓練、火災予防運動などの活動を行っております。

各分団にはそれぞれ消防車両を配備し、計画的に更新整備することとしており、本年に

においては、仁井田第1分団の消防ポンプ自動車は平成10年2月の初度登録から25年が経過するため、更新を行うものです。

車両の更新に際して、5月2日に7者による指名競争入札に付した結果、辞退1者、応札6者となり、株式会社藤島が2,615万円をもって落札しました。

この落札価格に10%の消費税及び地方消費税261万5,000円を加えた2,876万5,000円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 程第15、議案第41号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第41号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

本議案は、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されたことに伴い、人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことを受けて改正するものです。

改正内容としては、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症防疫作業手当の規定を改正するとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等に該当することになった場合には、特定新型インフルエ

ンザ等の対策業務に従事した職員に対して、感染症防疫作業手当を支給する特例を適用するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第42号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第42号四万十町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、四万十町税条例を改正する必要が生じたものです。

主な改正内容は、軽自動車税の環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くものです。また、原動機付自転車から区分して、特定小型原動機付自転車を新たに定義し、令和5年度分以後の軽自動車税種別割について適用します。

次に、燃費・排ガス不正行為の再発防止策を強化するため、不正行為を行ったメーカーを納税義務者とみなして納付不足額を徴収する際に、加算する割合を現行の10%から35%に引き上げます。

個人住民税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が令和6年1月1日に施行されることに伴い、森林環境税の賦課徴収方法について規定する改正となります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第43号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第43号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をします。

本条例は、町の集会施設である四万十町七里集会所について、四万十町集会所等条例から削除するものです。

七里集会所については、昭和57年2月に当時の窪川町農業協同組合松葉川支所2階部分に建築した集会所で、建築から40年が経過し、老朽化による雨漏りが1階部分まで達するなど、衛生管理や安全性の問題もあり、施設全体の解体について、地域住民や高知県農業協同組合四万十支所との協議を経て、解体工事を実施しました。

このたび、解体工事が完了したことから、四万十町集会所等条例から削除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第44号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第44号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明をします。

今回の補正は、令和5年3月28日に閣議決定された、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費において、低所得世帯への支援のため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に低所得世帯支援枠が新たに創設されたことに伴い、支給対象世帯に速やかに給付するための予算を計上しております。

また、5月8日に発生した町道大道日吉線における落石事故を受け、防災対策を実施するための予算計上を行うなど、重要かつ緊急性の高い事業に伴う予算措置となります。

それでは、歳出予算の主な内容について予算科目順にご説明します。

まず、3款民生費です。

社会福祉総務費では、先ほど申し上げた国の交付金を活用し、低所得世帯を支援するため、令和5年度の住民税所得割の非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付する生活支援給付金に加え、システム整備委託料など、給付に係る事務費を合わせて1億5,633万7,000円を計上しております。

続きまして、6款農林水産業費です。

水産業振興費では、大型定置網等の雇用型漁業経営体が実施する陸上機器導入に対する支援として、水産業振興事業補助金146万3,000円を追加計上しております。

最後に8款土木費です。

道路新設改良費では町道大道日吉線における落石防止対策を早急に実施するため、測量設計委託料520万円を計上しております。

以上、歳出については、ただいまご説明したとおりですが、これを賄う歳入としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について低所得世帯支援枠分を追

加計上したほか、各事業の財源として基金繰入金及び町債を計上しており、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

最後に第2表の地方債補正です。

町道大道日吉線の落石防止対策事業に係る財源である緊急自然災害防止対策事業債の変更について、限度額の変更を行うものです。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億6,300万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ210億3,200万円となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時17分 散会